

○職員からの苦情相談に関する規則の運用について

(平成17年3月15日岡人委第183号通知)

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年岡山県人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）の運用について次のとおり定めたので通知します。

記

第2条関係

「勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談」とは、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情及び相談をいう。

第7条関係

「その他の苦情相談に係る事務に従事する職員」には、職員相談員が助言、指導その他の必要な措置又は事情聴取、照会その他の調査を行う場合において、当該措置等を通じて申出人等に関する秘密を職務上知ることができた職員が含まれる。

第8条関係

「不利益」には、職員が同僚等から受ける誹謗、中傷等が含まれる。

第9条関係

この条の第2項の「協力する」とは、職員相談員が行う苦情相談の処理に当たり、人事委員会及び各任命権者が連携して当該苦情相談に係る問題の解決に努めること、そのための連絡体制の整備を図ること等をいう。